

受診時に関する掲示事項 ～診療報酬改定に伴う掲示事項～

当医療機関(以下は当院にて記載)はオンライン資格確認を行う体制を有しており、医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。(医療情報取得加算・医療 DX 推進体制加算)

当院を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用し診察を行っております。

当院は電子処方箋(近日開始予定)の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX※にかかる取組を実施している医療機関です。(医療 DX 推進体制加算)

当院は健康相談及び予防接種に係る相談を実施しています。(地域包括診療加算)

当院は通院する患者様について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能です。

当院は患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行っており、又リフィル処方箋を交付する事も可能です。

当院は医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明し、ホームページ及び院内の見やすい場所に掲示等をおこなっています。(一般処方加算)

当院はマイナ保険証の利用や問診標等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

当院では、情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行わない事としております。(情報通信)

※ 医療 DX とは、保健・医療・介護の各段階(疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など)において発生する情報やデータを、全体最適された基盤(クラウドなど)を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えることです。

この掲示事項は当クリニックホームページでも確認ができます。但し、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではありません。

在宅に関する揭示事項 ～診療報酬改定に伴う揭示事項～

当、医療機関（以下は当院にて記載）は医師が居宅同意型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を実施しています。（在宅医療 DX 情報活用加算）

当院はマイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX※を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。

当院は電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX※にかかる取組を実施しています。

当院は在宅での療養を行っている患者様の診療情報等について在宅医療情報連携加算又は在宅歯科医療情報連携加算を算定する保険医療機関と連携する他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等と ICT を用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制を有しています。（在宅医療情報連携加算）

当院では、情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行わない事としております。（情報通信）

当院は連携体制を構築していること及び実際に患者様の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について見やすい場所に揭示している。

- ※ 医療 DX とは、保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報やデータを、全体最適された基盤（クラウドなど）を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えることです。

この揭示事項は当クリニックホームページでも確認ができます。但し、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではありません。